

いわての学び希望基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第80号

いわての学び希望基金条例の一部を改正する条例

いわての学び希望基金条例（平成23年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実等のための事業に要する経費の財源に充てるため、いわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>東日本大震災津波（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。以下同じ。）</u>により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実、<u>心のケア等及び幼児、児童、生徒、学生等への東日本大震災津波の教訓の伝承のための事業</u>に要する経費の財源に充てるため、いわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。